

第4節 森林プロジェクト

～ 多様な機能を持つ、森、里山を守り育てよう ～

1. 現状と課題

本市の面積の約6割は森林であり、森林には、木材生産のほか、水源の涵養、山地災害防止、土壌保全、生物多様性の保全など、公益的な多面的機能があります。また、森林は二酸化炭素を吸収することで地球温暖化対策にも重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年は過疎化や高齢化などによる林業の担い手が不足しています。これにより、森林の荒廃が進み、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されなくなることが危惧されています。また、森林に生息する多くの生き物の生息環境の悪化や、外来生物の増加や有害鳥獣による農作物被害も課題となっています。



森林プロジェクト

■関連する施策



エコ意識・環境学習



大気



農畜産



水



暮らし

■関連するSDGs



6 安全な水とトイレを世界中に



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



15 陸の豊かさも守ろう

2. 施策の方向性

●後継者の確保

森林環境と本市の林業の魅力を発信し、新規就業者を増やします。

●未来につなげる美しい山の形成

下刈りや間伐など、適正管理を推進し、美しい森林を維持します。また、森林公園などの利用者を増加させます。

●有害鳥獣対策

イノシシやシカなどの有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努め、有害鳥獣の駆除を推進します。



3. 施策

3-1. 林業の持続的な発展に関する施策

林業の持続的な発展

- 施策番号 45** 林業就業支援講習事業を実施し、新規就業者を増やします。
- 施策番号 46** 地元産の木材利用拡大のため、曾於市木材利用推進連絡会議を設置し、公共事業、特に小中学校の校舎などにおける木材利用の推進を図ります。
- 施策番号 47** 森林観光施設にもみじを植栽し、観光客に本市の森林の魅力を発信します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
45	新規就業者数	2 人 / 年	農林振興課
46	公共工事における 地元産木材使用施設数	5 施設 [2030 年度までの累計]	農林振興課
47	もみじの植栽本数	200 本 / 年	農林振興課



出典：※曾於市観光協会 HP

3-2. 森林の整備・保全に関する施策

森林の適正管理

施策番号 48 森林環境を市内外の多くの人に堪能してもらうため、千年の森、憩いの森、大川原峡、悠久の森、白鹿岳など観光施設・観光資源を適切に管理し、観光客の増加につなげます。

施策番号 49 森林の適正な管理を図り、森林の持つ多面的機能を十分に発揮するため、間伐や下刈りなどに補助金を交付します。

施策番号 50 市有林については造林保育事業の推進とボランティアにより、下刈りなどを実施します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
48	観光交流人口	45,000 人 / 年	農林振興課
49	民有林の間伐面積	30ha/ 年	農林振興課
	民有林の下刈り面積	650ha/ 年	農林振興課
50	市有林の下刈り面積	60ha/ 年	農林振興課

森林面積の維持

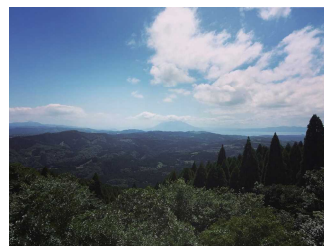
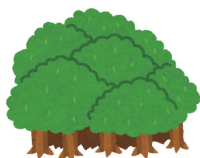
施策番号 51 皆伐による未整備森林や転用による森林面積の減少を防ぐため、再造林を推進します。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
51	再造林面積	250ha/ 年	農林振興課



再造林されている森林



白鹿岳からの展望

有害鳥獣対策

施策番号 52 有害鳥獣による農作物への被害低減のため、被害防止対策と駆除を実施するとともに、駆除隊員への補助を強化します。また、駆除した有害鳥獣の有効利用を図ります。



<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
52	駆除頭数	イノシシ：680 頭 / 年 シカ：60 頭 / 年	農林振興課
	ジビエ加工処理施設	1 件 [2030 年度までに]	農林振興課

コラム 集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組

1 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくしましょう!!

- 収穫残さを放置しない!
- 放任果樹は剪定するか撤去(伐採)する!
- 冬季のえさ場をなくす!!



2 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう!!

- 集落内のすみかやひそみ場をなくす(荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消)。
- 集落内の見通しを良くする(緩衝帯の設置、枝打ち等)。

3 住民が協力して鳥獣を追い払い「鳥獣の人慣れ」を防ぎましょう!!

- 鳥獣の姿を見たら、みんなで協力して音をたてて追い払う。
- 放任された果樹や収穫残さを餌にしている鳥獣も見逃さず追い払う。



4 鳥獣のえさ場や隠れ場所がないか、柵が破れていないか等の「環境点検」を実施しましょう!!

<環境点検の視点>

- ・ 集落内や農地に「えさ場(放任果樹、野菜くずの放置等)」はないか。
- ・ 集落内や農地周辺に鳥獣の住処(ヤブ、けものみち)はないか。
- ・ 侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か。破れていないか。



資料：鹿児島県ホームページ

3-3. 外来生物に関する施策

外来生物

施策番号 53 県が指定する外来生物については広報誌やホームページに掲載し、情報を発信するとともに、駆除が可能なものは駆除していきます。

<環境指標・目標>

施策番号	指標	目標値	担当課
53	外来生物の広報依頼件数	2回/年	市民課
	外来生物の駆除件数	1回/年	市民課

コラム 外来種による被害を予防する三原則

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種」といいます。外来種の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすものがあり、大きな問題になっています。

外来種による被害を予防するために、下記の三原則を守りましょう。



外来生物法：

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。



資料：環境省ホームページ

4. 市民及び事業者の取組み

市民の取組み

- 市内で実施される植樹・育林活動などに積極的に参加します。
- 林業に関心を持ち、後継者育成に協力します。
- 地元産の木材の利用に努めます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 鳥獣被害や、外来生物問題に対する理解を深め、駆除などに協力します。
- 外来生物を飼育するときは適正な管理を行います。

事業者の取組み

- 市内で実施される植樹・育林活動などに積極的に参加します。
- 地元産の木材の利用に努めます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 鳥獣被害や、外来生物問題に対する理解を深め、駆除などに協力します。

